

バイオマスマーク表示ガイド

ver.20230710 （この資料は2022年3月19日改訂のバイオマスマーク事業諸規定によります）



この資料では、バイオマスマークを表示するにあたって確認・注意すべきことを、具体例を交えて紹介しています。表示方法を検討される場合にご活用ください。

バイオマスマークを表示するまでの手続きは下記のとおりです。

- ①使用契約者の使用承諾※1のもと、マークデータの提供を受ける
- ②表示案を作成する
- ③表示案※2について当協会の確認※3を受ける
デザイン確認用アドレス mark-design@jora.jp
- ④確認を受けたデザインの製品を生産する

※1 確認時に使用承諾書、申請書の提出は不要です。

※2 マーク部分のみではなく、商品全体の表示案をお送りください。

※3 メールをいただいてから3営業日以内を目途に回答しています。お急ぎの場合は別途お問い合わせください。

原則全点確認しておりますが、バイオマスマークに関連する表示が同じデザインは、代表的な一つの確認をもってその他を省略しても良いです。



バイオマスマーク

マークの種類について



一般社団法人 日本有機資源協会

バイオスマークには「認定番号の入ったバイオスマーク」と「広報用バイオスマーク」があります。表示する際は、どちらのマークも表示案の段階で当協会へ確認を取ってください。

参照『バイオスマーク事業実施細則』第8、『バイオスマーク使用の手引』第3、第4

認定番号の入ったバイオスマーク

- ・バイオスマーク認定商品であることの日印※1
- ・ロゴ内部に、認定番号に対応した10～100まで5%刻みの数字が表示※2される
- ・使用契約者の責任管理のもと運用される

※1 マークの表示は任意です。

※2 認定商品によってはバイオマス度表示のないものもあります。



広報用バイオスマーク

- ・バイオスマークの普及啓発を目的としたマーク
- ・使用したい場合は当協会へ使用願い（様式11）の提出が必要

申請書類 https://www.jora.jp/biomassmark/application_documents/



ロゴデザインについて



一般社団法人 日本有機資源協会

バイオスマークには認定番号に応じた、バイオマス度を表す数字（10～100までの5刻み）が表示されています。ロゴや、ロゴ内部の数字は原版デザインのとおりに表示してください。

参照『バイオスマーク事業実施細則』第9

<良い例>

- ・ロゴデザイン、バイオマス表示が原版通りのもの



<悪い例>

- ・ロゴデザインが加工されているもの
(例) 左下図：葉っぱが欠けている
- ・ロゴ内部の数字が加工されているもの
(例) 右下図：バイオマス度表示部分が太くなっている



(参考) ロゴデザインsample



一般社団法人 日本有機資源協会



バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000



バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000 バイオマス No.000000

マークの縮尺について



一般社団法人 日本有機資源協会

原版の縦横比を維持していればマークの縮尺は変更できます。具体的な大きさの規定はありません。

参照『バイオマスマーク使用の手引』第4の2 (2)

< 良い例 >

- ・ 製品名や周囲の表示と同程度の大きさで、判読できる大きさのもの
- ・ ロゴ下部の文字情報については、原則、原版通りの縦横比を維持して表示いただきますが、印刷範囲の制限等の理由で文字情報部分のみの縮尺変更を許容する場合があります。



< 悪い例 >

- ・ 縦横比が崩れているもの
- ・ 極端に大きく誇大表示と捉えられるもの
- ・ 判読できない小ささのもの



マークの色について



一般社団法人 日本有機資源協会

C95%・M35%・Y100%・K25%を基準としますが、単色塗りつぶしであれば変更できます。

参照『バイオマスマーク使用の手引』第4の2 (3)

<良い例>

- ・単色塗りつぶしで、誇張されていないもの



<悪い例>

- ・パターン、トーンを張り付けたもの
- ・濃淡表現のあるもの
- ・影や縁取りで誇張されているもの



エンドレス印刷について



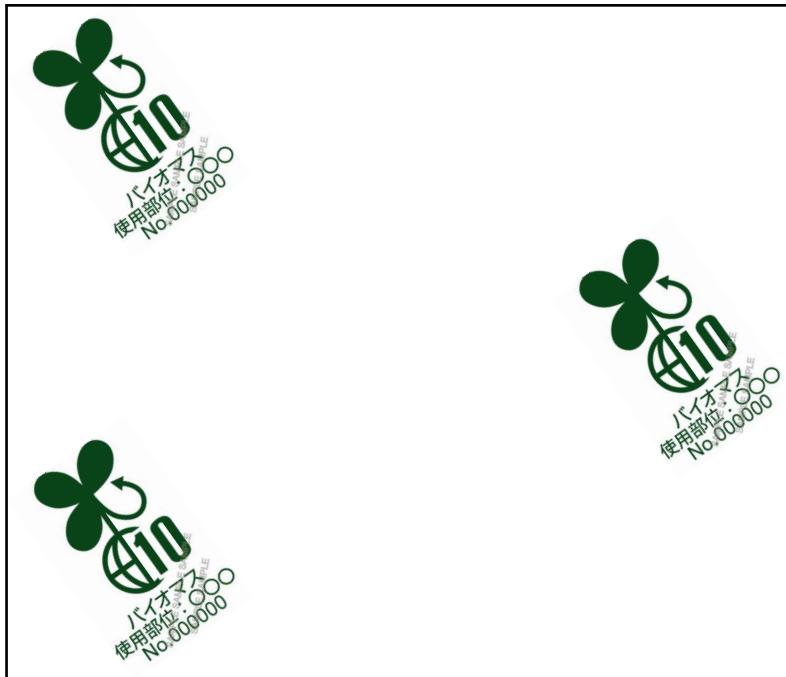
一般社団法人 日本有機資源協会

製品が使用される場面に適した必要最低限度の個数であれば、エンドレス印刷も可能ですが、ロゴを加工してパターン化することはできません。

参照『バイオマスマーク使用の手引』第4の2 (4)

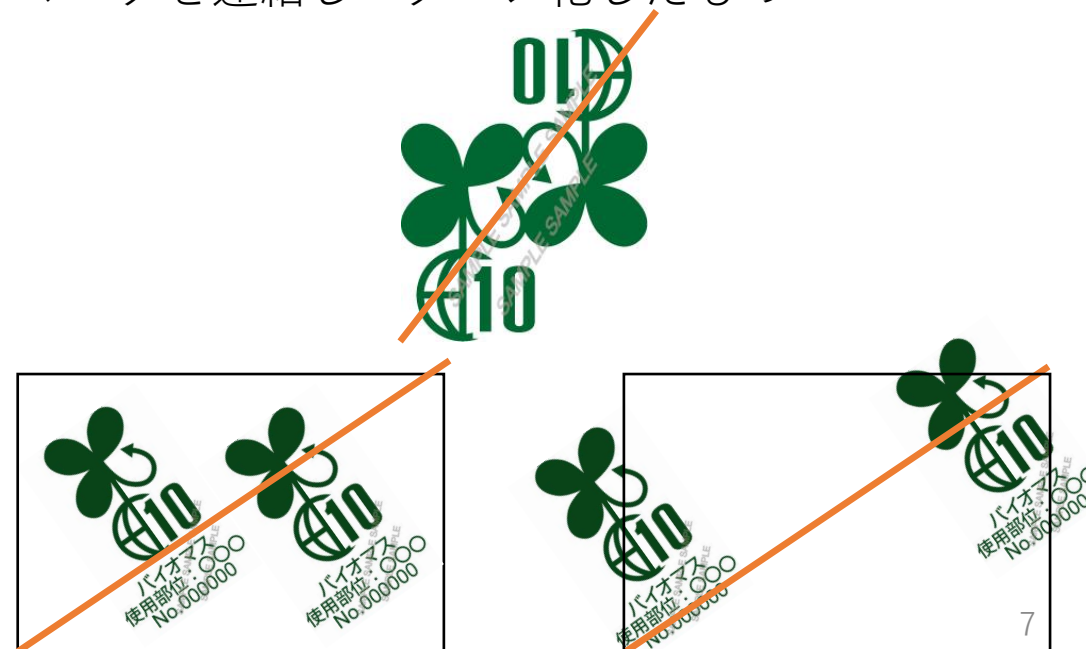
<良い例>

- ・商品の大きさに対し必要最低限度の表示であり、かつ必要事項が全て表示されているものが1つ以上あるもの



<悪い例>

- ・表示箇所が多すぎると考えられるもの
- ・いずれの表示も必要事項が見切れているもの
- ・マークを連結しパターン化したもの



マーク表示の方法、場所について



一般社団法人 日本有機資源協会

マーク表示には印刷、刻印、エンボス等、商品に最も適した方法を選択できます。バイオマスマーク認定商品そのものにバイオマスマークをつけられない場合、商品の外装、台紙等に表示することができます。

参照『バイオマスマーク使用の手引』第4の3

<よくあるお問い合わせ>

Q1 認定商品の外箱、外装にマークを表示できますか。

⇒A1 認定商品の使用部位を明記したうえで、表示可能です。

Q2 商品のラベルや台紙に、マークを表示できますか。

⇒A2 認定商品の使用部位を明記したうえで、かつ、その製品名が記載された製品表示ラベルのように、製品固有のデザインであれば表示可能です。

Q3 宣伝広告や展示会での配布資料、Webページに表示することはできますか。

⇒A3 認定内容が明確なデザインであれば表示可能ですが、商品への表示と同様に内容の事前確認が必要です。

明記が必要な事項について



一般社団法人 日本有機資源協会

バイオスマークの近く（原則、バイオスマークの下）に、「バイオマス」の文言、バイオスマーク認定商品の使用部位、認定番号を、下記のいずれかの方法で記載が必要です。

参照『バイオスマーク使用の手引』第5

- 1 使用部位を「バイオマス」の文言と認定番号の間に記載する。（左図参照）
- 2 バイオスマーク認定商品の使用部位について説明文を記載する。（右図参照）
なお、バイオスマークの説明であることが明確に分かる位置に記載する。

例外として、バイオスマーク認定商品そのものへ表示する場合は使用部位の明記を省略しても良いです。



この商品は、パッケージフィルムに植物由来の原料を使用しています。

使用部位の表現について



一般社団法人 日本有機資源協会

使用部位の表現については、消費者等にバイオマスマーク認定商品がどのように使用されているか、明確に伝えるように心がけてください。

<よくある使用部位、説明文の例>

・認定商品のインキを使用した印刷物

⇒使用しているインキが全て認定商品るとき

「使用部位：インキ」「使用部位：印刷インキ」

「この商品の印刷インキには、バイオマス原料を使用しています。」

⇒特定の色が認定商品るとき

「使用部位：インキ（白）」「使用部位：インキ（赤以外）」

「この商品に使用している白インキには、バイオマス原料を使用しています。」

⇒使用しているインキが一部認定商品るとき（認定商品のインキに認定商品でないインキを混ぜたとき）

「使用部位：インキの一部」

「この包材には、バイオマス原料が配合されたインキを一部使用しています。」

・ラミネートフィルム

⇒（認定商品の層に対応した表示をする）「使用部位：表層、内層、外層、中間層」

「この商品の内層フィルムには、バイオマス原料を使用しています。」

ロゴ下部の文字表示について



一般社団法人 日本有機資源協会

バイオスマーク（原則、バイオスマークの下）に表示する文字（「バイオマス」の文言、使用部位：○○○）は、角ゴシック系フォントであれば変更可能です。また、文字の表示色は、ロゴの表示色に揃えてください。

<良い例>

- ・文字フォントが統一されているもの



<悪い例>

- ・文字フォントが統一されていないもの
- ・角ゴシック系以外のフォントを使用しているもの



(補足) 環境表示について

商品の環境表示については、根拠に基づいた具体的な表現を推奨いたします。



一般社団法人 日本有機資源協会

(例) 石油資源由来プラスチックをバイオプラスチックで代替した商品で、 バイオマーク10 (バイオマス度10%) の認定を受けたとして…

<推奨する表現>

- 「石油資源由来プラスチックを10%削減しました」
(理由) 「バイオマス度10%」は「化石由来プラ10%OFF」を含む
- 「バイオマス原材料を10%含みます」
(理由) 「バイオマス度10%」
- 「温室効果ガス排出低減効果のある商品です」
- 「大気中のCO₂を新たに増やしません」
(理由) バイオマス原料が燃焼時に排出するCO₂は、カーボンニュートラルの観点から温室効果ガスではないとみなされる

<推奨しない表現>

- △ 「CO₂排出量低減効果のある商品です」
(理由) 化石由来プラ、バイオプラに関わらず化学的組成が等しければ燃焼時に同量のCO₂を排出する
- △ 「原料の一部にトウモロコシを使用しています」
(理由) 具体的な食品名の表記により、食料との競合など、意図しない問題を喚起することがある
- × 「環境 (/地球) にやさしい商品です」
(理由) あいまいな表現であることから、適切ではない

参考) 環境省 環境表示ガイドライン

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>

環境省 環境ラベル等データベース

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

消費者庁 表示対策

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation>